

観音寺市特別職報酬等審議会（第3回）議事録

- 1 日 時 平成27年1月15日（木） 18時50分～19時15分
- 2 場 所 本庁2階第2会議室
- 3 議 題 (1) 答申案の決定について
(2) その他
- 4 出席委員 岡田嘉幸氏、河田正行氏、合田倫和氏、国土セツ子氏、大矢省五氏、
石井和男氏
- 5 審議（発言）内容等

（事務局）

「只今より、第3回観音寺市特別職報酬等審議会を開催いたします。」

「はじめに、河田会長よりご挨拶をお願いします。」

↓

<会長挨拶省略>

↓

（会長）

「それでは、本日で3回目となりますが、当初の予定どおり最終的な目途をたて、市長へ答申したいと考えておりますのでよろしくをお願いします。」

↓

配布資料に基づき、秘書課長が説明する。

○市長、副市長及び教育長の給料の額に係る答申案（内容読み上げ）

（事務局）

「市長の給料につきましては、類似団体、特に、三豊市との比較で少し低いのではないかというご意見はあったものの、現状維持が適当であるとの内容です。」

（会長）

「只今の説明に対し、ご意見等はございませんか。」

（A委員）

「事前にいただいた資料と、内容が若干異なっているように思われます。」

（会長）

「変更箇所のみを説明してください。」

（B委員）

「内容は変わっていないのではないのでしょうか」

（事務局）

「はい、送付した事前資料は、実際の答申書を意識したもので、3役と議員を一緒に記載しておりましたが、本日の資料は説明用としてそれぞれ分けています。しかし、中身は全

く同じです。」

(事務局)

「本筋は変更いたしません、実際に使用しております語句<てにをは>につきましては、もう少し事務局で検討させていただきます。」

(会長)

「A 委員それでよろしいでしょうか。」

(A 委員)

了承

(会長)

「他にご意見はありませんか。」

「ないようですので、市長、副市長及び教育長の給料の額につきましては、答申案のとおりとさせていただきます。」

「次に、市議会議員の報酬の額について、答申内容を決定します。資料に基づき、事務局より説明をお願いします。」

↓

配布資料に基づき、秘書課長が説明する。

○ 市議会議員の報酬の額に係る答申案（内容読み上げ）

(事務局)

「類似団体や県内他市との比較、また、政務活動費の有無を考慮すると、据え置くことが適当であるとの内容です。」

(会長)

「只今の説明に対し、ご意見等はございませんか。」

「ないようですので、市議会議員の報酬の額につきましては、答申案のとおりとさせていただきます。」

(事務局)

「事前にお送りした答申案と同じスタイルのものを配布させていただきます。内容的には、同じですが、最終、表現等を調整させていただきます。」

(会長)

「続きまして、非常勤の特別職の報酬について、事務局より説明をお願いします。」

↓

配布資料に基づき、秘書課長が説明する。

○ 固定資産評価審査委員会委員及び公平委員会委員の報酬案（内容読み上げ）

(事務局)

「第2回の会において、公平委員会委員の報酬年額の1/2分の1が適当ではないかということで1会議につき11,000円と説明させていただきましたが、固定資産評価審査委員会委員につきましては、高松市が9,000円であり、これを上回ることは、県内他市

の状況からいかなものかと思われます。従いまして、本市も高松市と同額の9,000円に訂正させていただけないでしょうか。」

(事務局)

「委員に弁護士等が含まれているのは、高松市のみで、その他は、地元の識見者であります。本市も委員構成を高松市と同じ様に変更したいと考えておりますので、報酬も高松市と横並びにしたいということです。」

(B委員)

「年が明けて決めたのですか。」

「1月8日付の文書は11,000円であり、これがこんなに早く変わるのですか。」

(事務局)

「はい、もちろんこれは決定ではなく、訂正案としていかがでしょうかということです。」

(会長)

「事務局の説明に対して、ご意見はございませんか。」

(C委員)

「公平委員は、11,000円でよろしいのでしょうか。高松市も同じ状況ですか。」

(事務局)

「はい。公平委員会も弁護士等をお願いしており、固定資産評価審査委員会と上下は無いと思われませんが、現在の年額を12で除した額でご提案しております。公平委員会は、職員からの不服申し立てを審議いたしますが、ここ何十年、審議会が開催されたことはありません。従いまして、現委員からも年額での支払いはふさわしくないのではないかという意見をいただいております。また、地方自治法でも1会議につき報酬を支払うことが基本とされています。」

(A委員)

「よく理解できました。」

(会長)

「他にご意見はございませんか。」

「ないようですので、固定資産評価審査委員会委員及び公平委員会委員の報酬につきましても、答申案のとおりとさせていただきます。」

(会長)

「本会議の答申は、私と国土委員から市長へ提出したいと考えておりますが、いかがでしょうか。」

↓

異議なし

(事務局)

「日程は、2月上旬で調整いたします。」

(事務局)

「最終案は、一部字句の修正をさせていただいて郵送いたしますので、再確認をお願いいたします。」

(B 委員)

「字句等の一部修正についても、この場で全委員が了解しておく必要があるのではないのでしょうか。」

(会長)

「答申の本筋は変更しませんが、字句等の一部修正については、事務局に一任するという
ことで、いかがでしょうか。」

↓

全員異議なし

(事務局)

「それでは、公印を押した答申書を郵送させていただきます。」

(事務局)

「それでは、本日をもちまして、観音寺市特別職報酬等審議会は終了とさせていただきます。委員の皆様には、今後とも市政全般にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。」